

## 国家公務員法等の一部を改正する法律案（検察庁法等関連）

### 前回審査時から修正した内容について

該当条項	修 正 内 容	理 由
改正後の検察庁法第22条第2項関係	条文中「同条第二項中」の下に「「前項各号」とあるのは「検察庁法第二十二条第二項の規定により読み替えて適用する前項第一号」と、」を追加し、「(検察庁法第二十二条第二項」を「(同条第二項」に修正	検察庁法第二十二条第二項において読み替えられた国家公務員法第八十一条の七第二項により同条第一項第一号を適用するときは、検察庁法第二十二条第二項による読み替え後のものであるため
改正後の検察庁法第22条第3項関係	条文中「同条第二項中」の下に「「前項各号」とあるのは「検察庁法第二十二条第三項の規定により読み替えて適用する前項第一号」と、」を追加し、「(検察庁法第二十二条第三項」を「(同条第三項」に修正	検察庁法第二十二条第三項において読み替えられた国家公務員法第八十一条の七第二項により同条第一項第一号を適用するときは、検察庁法第二十二条第三項による読み替え後のものであるため
国家公務員法等の一部を改正する法律案附則第3条関係	条文中「新検察庁法第九条第二項（同法第十条第二項」を「新検察庁法第九条第二項（新検察庁法第十条第二項」に修正	括弧を用いて定義した法律名を「同法」で受けていたため